

相模原市溶融スラグ提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「相模原市溶融スラグの有効利用等に関する基本方針(平成20年12月25日策定)』(以下[方針]という。)に基づき、市の清掃工場で生産する溶融スラグ(以下[スラグ]という。)の売払い等による提供について、必要な事項を定める。

(品質基準)

第2条 この要綱に基づき市が提供するスラグは、方針に掲げる品質のものとする。

(対象者)

第3条 スラグを提供する対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) アスファルト混合物を製造する者のうち品質の基準を満たしたスラグ入り製品を製造する者であって、次のいずれかに該当する工事に使用する(J I S A 5 0 3 2 に規定する溶融スラグ細骨材 F M - 2 . 5 の主な用途に使用する場合に限る。) ためにスラグの提供を受けようとする者

ア 市が発注する工事

イ 市道路管理者から占用許可を受けた者が行う工事

ウ 道路法(昭和27年法律第180号)に掲げる道路又は鉄道の管理者又は事業主体が発注する工事

エ アからウまでに掲げる工事のほか、スラグの有効利用に資すると市長が認める工事

(2) スラグの有効利用のために土木建築資材の研究開発用としてスラグを利用する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、スラグの有効利用に資すると市長が認める者

(購入の申込み)

第4条 前条に規定する対象者で、スラグの購入を希望する者は、溶融スラグ購入申込書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(制限及び停止)

第5条 市長は、スラグの在庫量が不足する場合その他やむを得ない事情があ

る場合は、スラグの販売を制限し、又は停止することができる。

- 2 市長は、前項の規定によりスラグの販売等を制限し、又は停止した場合は、購入申込者に対し必要に応じて溶融スラグを出荷できない旨の証明書を発行する。

(引渡し方法等)

第6条 売払いによるスラグの引渡しは、溶融スラグストックヤードにおいて、車上渡しの方法により行う。

- 2 売払いによるスラグの引渡しを受けた者(以下[購入者]という。)は、引渡しを受けたスラグについて、市の指定する計量器により計量を行い、計量伝票により市長の確認を受けるものとする。

- 3 市長は、前項の規定により確認したスラグの量及び引渡しの日時を記載した溶融スラグ出荷票(第2号様式)にスラグの試験成績書の写しを添付して、購入者に交付するものとする。

- 4 スラグの引渡しに要する運搬費その他一切の費用は、購入者の負担とする。

(説明、報告等)

第7条 購入者は、スラグの保管、用途、出荷等に関して市長から立会い、説明又は報告について求めがあった場合及び指導等があった場合は、直ちに応じなければならない。

(売却価格)

第8条 スラグの売却価格は、第6条第2項の計量伝票により確認したスラグの量に、スラグ10キログラムにつき1円(消費税及び地方消費税を含む)を乗じて得た額とする。

(売却代金の納付)

第9条 購入者は、前条の規定により算定された売却代金をスラグの引渡し月の翌月末日までに市が発行する納付書により納付しなければならない。ただし、市長があらかじめ期限を指定した場合は、当該指定された期限とする。

(無償提供等)

第10条 市長は、スラグを提供する利用者の利用目的が第3条第2号に該当するときは、スラグを無償で提供することができる。

- 2 前項の規定により市長がスラグを無償で提供する場合は、第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、第4条中「溶融スラグ購入申

込書」とあるのは、「溶融スラグ利用申込書」と読み替えるものとする。

(目的外使用の禁止)

第 1 1 条 購入者又は無償でスラグの提供を受けた者(以下「購入者等」という。)は、スラグの利用用途、利用場所等について、溶融スラグ購入申込書(前条第 2 項の規定により準用する場合を含む。)に記載した内容以外の目的に使用してはならない。

(損害賠償)

第 1 2 条 購入者等がこの要綱の規定または市の指示に従わないことにより生じた損害については、購入者等が負うものとする。

2 購入者等は、第 5 条の規定によりスラグの販売等が制限され、又は停止されたことにより損害が発生した場合において、市に対し異議の申立て及び損害賠償の請求を行わないものとする。

(委任)

第 1 3 条 法令及びこの要綱に定めるもののほか、スラグの提供に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 1 2 月 1 6 日から施行する。